

令和2年度燕市障がい者自立支援協議会 活動報告と運営方針(案)について

燕市障がい者自立支援協議会

1. 令和元年度運営方針及び重点項目

<運営方針>

◆障害者総合支援法の趣旨に基づき運営

◆燕市障がい者基本計画・燕市障がい福祉計画・燕市障がい児福祉計画に掲げた基本目標並びに成果目標の実現を目指した運営

自立支援協議会での協議事項は下記のとおり多岐にわたるため、限られた時間で有効に協議するために、平成31年度も重点項目を設定し取り組みを行う。

※下記項目は計画の基本目標及び成果目標から抜粋したもの

基本目標	施策の方向性(基本施策) ※協議会で協議・検討部分	成果目標	重点項目	取り組み
(1)地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり	①障がい福祉サービスの充実 ②障がい児と支援体制の充実 ③地域生活支援事業の充実	(1)障がい児等支援の体制整備【再掲有】 ①つながる支援体制の構築 ②児童発達支援センターの在り方検討 ③保育所等訪問支援を実施する事業所の確保に努める ④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保に努める ⑤医療的ケア児支援のための協議の場の検討 (4)福祉施設の入所者の地域生活への移行促進 (5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム (6)地域生活支援拠点等の整備	★ ★	療育支援専門部会 全体会もしくは運営会議にて勉強会
	④相談支援体制の機能強化	(2)相談支援体制の機能強化		基幹相談支援センター事業 相談支援専門部会
(2)共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり	①雇用・就労、経済的自立支援の推進	(3)福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進	★	就労支援専門部会 移動支援専門部会
	③保育体制の充実 ④教育体制の充実	※再掲【成果目標上記(1)①～⑤】		
(3)支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり	①障がいに対する理解促進			

※基本施策の番号は、障がい者基本計画の基本施策(P33～52)に記載された番号となります。
※成果目標の番号は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標(P53～66)に表記された番号となります。

2. 令和元年度協議会取り組み状況

【自立支援協議会(全体会・運営会議)】

期日	内 容
4月22日	【第1回自立支援協議会】 ①委員委嘱 ②会長及び副会長の選出 ③平成31年度燕市障がい者自立支援協議会運営方針(案)について
8月2日	≪第1回運営会議≫全体会案件協議
8月19日	【第2回自立支援協議会】 ①燕市障がい者基幹相談支援センター平成30年度事業実績報告及び令和元年度事業実施計画について ②療育支援専門部会の令和元年度の取組について ③燕市手話言語の普及等の推進に関する条例(案)について ④ヘルプカード、マークについて ⑤令和元年度燕市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針について ⑥燕市障がい者基本計画・燕市第5期障がい福祉計画・燕市第1期障がい児福祉計画中間評価について
3月10日	≪第2回運営会議≫全体会案件協議
3月24日	【第3回自立支援協議会】 ①地域生活支援拠点等の整備について ②燕市障がい者基幹相談支援センター令和元年度事業実績報告及び令和2年度事業実施計画について ③令和2年度燕市障がい者自立支援協議会活動報告と運営方針(案)について ④燕市障がい者基本計画、第6期燕市障がい福祉計画、第2期燕市障がい児福祉計画及び成年後見制度利用促進基本計画の策定の方向性について 障がい福祉に関するアンケート調査(案)について ⑤障がいを理由とする差別解消の推進に関する取組について

※新型コロナウイルス感染症の影響により、第2回運営会議と第3回自立支援協議会は、書面による会議となりました。

【各専門部会】

相談支援専門部会		療育支援専門部会	
部会長	相談支援センターアリス 相談支援専門員 小林智隆	部会長	新潟大学教職大学院 教授 長澤正樹
成果目標	(2)相談支援体制の機能強化	成果目標	(1)障がい児等支援の体制整備 ①つながる支援体制の構築
今年度の 取組・評価	【部会開催日時】 ・令和元年7月8日(月)午後1時30分～3時 ・令和元年10月29日(火)午後1時30分～3時15分 ・令和元年12月19日(木)午前10時～11時40分 ※この他、研修打ち合わせを4回実施 【内容・取組】 ・研修会:「支援を比較してみよう」開催日11/28(木) 参加者12名 ・ガイドブック作成:部会開催日以外にも委員各自で作業 【結果・評価】 ・研修会:企画から部会で作り上げ、気づきや大切な視点を 得ることができた。 ・ガイドブック作成:必要な情報だが、作成の負担感は大き かった。	今年度の 取組・評価	【部会開催日時】 令和元年7月17日(水)午後2時～4時 【内容・取組】 ・支援体制の方向性・方策のまとめと庁内連絡調整会議への 取組の引継ぎ。 ・庁内連絡調整会議における取組 「相談窓口の整備」「個別の支援計画等の実態把握」「情報共 有ツールの検討」「保育園訪問の体制検討」 【結果・評価】 ・教育委員会子育て支援課への相談窓口の一元化が決まり、 相談者の利便性向上と、早期からの途切れない支援体制へ の足掛かりとなった。
	【今年度の活動から見えた課題】 ・目指す相談支援体制のイメージが共有できていない。 【次年度の取組(案)】 ・委託相談支援窓口の周知 ・研修(虐待対応、セルフチェック) ・ガイドブック作成		【今年度の活動から見えた課題】 ・庁内連絡調整会議や関係部局・課における取組が確実に実 施され、さらなる改善強化が図られていく必要がある。 【次年度の取組(案)】 ・庁内連絡調整会議に引き継いだ取組の進捗確認を行う予 定。

【各専門部会】

就労支援専門部会		移動支援専門部会	
部会長	NPO法人 アビリティ燕 理事長 近藤麻理子	部会長	燕市社会福祉協議会 はばたき 管理者 外山純子
成果目標	(3)福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進	成果目標	(3)福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進
今年度の取組・評価	【部会開催日時】 令和2年1月28日(火) 午後1時30分～3時 【内容・取組】 (1)福祉事業所の中小企業への見学ツアー (2)ツバメルシェ等での効果的なPR活動 【結果・評価】 (1)福祉事業所の中小企業への見学ツアー ①職員(福祉事業所全体)の就労移行への支援に関する資質向上 ②福祉側が企業の考えや障がいのある人の雇用状況を把握 ③企業側が障がいのある人や福祉事業所のことが分かる (2)ツバメルシェ等での効果的なPR活動 ①普通に各事業所ごとの参画する以上のPR効果、工賃向上 ②今後のPR戦略の可能性拡大 ③参画事業所の連帯感の醸成	今年度の取組・評価	【部会開催日時】 令和2年1月15日(水)午後2時～3時30分 【内容・取組】 ・移動における社会資源を有効活用できる冊子の作成。 ⇒R2年4月頃、市のHP掲載予定。 【結果・評価】 ・社会資源の整理・見える化につながった(別紙「障がいのある人の『移動』を支える社会資源ガイドブック」(以下、ガイドブック)参照)
	【今年度の活動から見えた課題】 (1)福祉事業所の中小企業への見学ツアー ①目的と対象の更なる明確化 ②参画企業、福祉事業所の拡大 ③当事者の企業理解による職業準備性の向上 (2)ツバメルシェ等での効果的なPR活動 ①PRパネルの有効活用 ②ツバメルシェにて同スキームの活用した継続的なPR 【次年度の取組(案)】 ①見学ツアー継続実施 ②研修会・勉強会の開催 ※PR活動はツバメルシェ参加事業所同士で連携し実施		【今年度の活動から見えた課題】 ・ガイドブックは定期的に見直しが必要になる。 ・移動に関する課題はあるものの、移動支援部会として取組める内容に限界がある。(移動手段となるハード面整備など) 【次年度の取組(案)】 ・上記のとおり、次年度に検討できる課題はないため、開催しない。

令和2年度運営方針(案)

- ◆障害者総合支援法の趣旨に基づき運営
- ◆燕市障がい者基本計画・燕市障がい福祉計画・燕市障がい児福祉計画に掲げた基本目標並びに成果目標の実現を目指した運営

3. 令和2年度重点項目(案)

令和2年度は、燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画の作成を重点項目として取り組みを行う。

※下記項目は計画の基本目標及び成果目標から抜粋したもの

基本目標	基本施策 (協議会で協議・検討部分)	成果目標	その他活動
(1)地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり	①障がい福祉サービスの充実 ②障がい児と支援体制の充実 ③地域生活支援事業の充実	(1)障がい児等支援の体制整備 【再掲有】 ①つながる支援体制の構築 ②児童発達支援センターの在り方検討 ③保育所等訪問支援を実施する事業所の確保に努める ④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保に努める ⑤医療的ケア児支援のための協議の場の検討 (4)福祉施設の入所者の地域生活への移行促進 (5)精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステム (6)地域生活支援拠点等の整備	新 (仮)地域生活支援部会 ～つばめで暮らそう部会～ <令和2年度取組> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを学ぶ。 ・課題の共有を行い、取り組みの優先順位を協議する。
	④相談支援体制の機能強化	(2)相談支援体制の機能強化	◆基幹相談支援センター事業 ◆相談支援専門部会 <令和2年度取組> ・虐待対応、セルフチェックの研修を行う。 ・部会主導でガイドブックを作成する。

基本目標	基本施策 (協議会で協議・検討部分)	成果目標	その他活動
(2)共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり	①雇用・就労、経済的自立支援の推進	(3)福祉的就労の充実と福祉施設から一般就労への移行促進	◆就労支援専門部会 ＜令和2年度取組＞ ・福祉事業所の中小企業見学ツアーを企画する。 ・研修会・勉強会を開催する。
	③保育体制の充実 ④教育体制の充実	※再掲【 成果目標上記(1)①～⑤ 】	
(3)支えあいにあふれ、共に生きるまちづくり	①障がいに対する理解促進		

※基本施策の番号は、障がい者基本計画の基本施策(P33～52)に記載された番号となります。

※成果目標の番号は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標(P53～66)に表記された番号となります。

専門部会の役割と検討事項

専門部会とは、地域にある様々な課題を解消するため、必要により中・長期的ビジョンに立って調査・分析をすることを目的に組織化されます。

また、課題に応じて専門的な調査・研究を行うために必要に応じて各部会がワーキンググループを設置します。

[各部会の役割]

1. 相談支援専門部会

- 任期2年(R3.3.31迄)
- 相談支援の基本姿勢を大切に適切に支援を提供できる仕組みを考えます

2. 療育支援専門部会

- 任期2年(R3.3.31迄)
- 障がいのある子どもの育ちを支える仕組みを考えます

3. 就労支援専門部会

- 任期1年(R2.3.31迄)
- 福祉サービスや企業就労など自立に必要な「働く」を考えます

4. 移動支援専門部会

- 任期1年(R2.3.31迄)
- 暮らしに必要な移動の体制を考えます

新

5. (仮)地域生活支援部会 ～つばめで暮らそう部会～

- (案)任期2年(R4.3.31迄)
- 地域の暮らしを支える仕組みを考えます

[次年度の方針(案)]

1. 相談支援専門部会

- 直接事業所へ相談しやすくなるよう相談窓口の周知を行います。
- 権利擁護の視点から、虐待対応の仕組みを学びます。
- サービスガイドブックのデータ更新を行います。

2. 療育支援専門部会

- 組織改正により社会福祉課児童福祉係療育担当は教育委員会子育て支援課こどもサポート係となります。
- 庁内連絡調整会議に引き継いだ取組の進捗状況を報告します。

3. 就労支援専門部会

- 企業見学ツアーの目的等を明確にするとともに実施方法を工夫して継続します。
- 就労に役立つ研修会を開催します。
- PR活動は部会以外で実施します。

4. 移動支援専門部会

休止

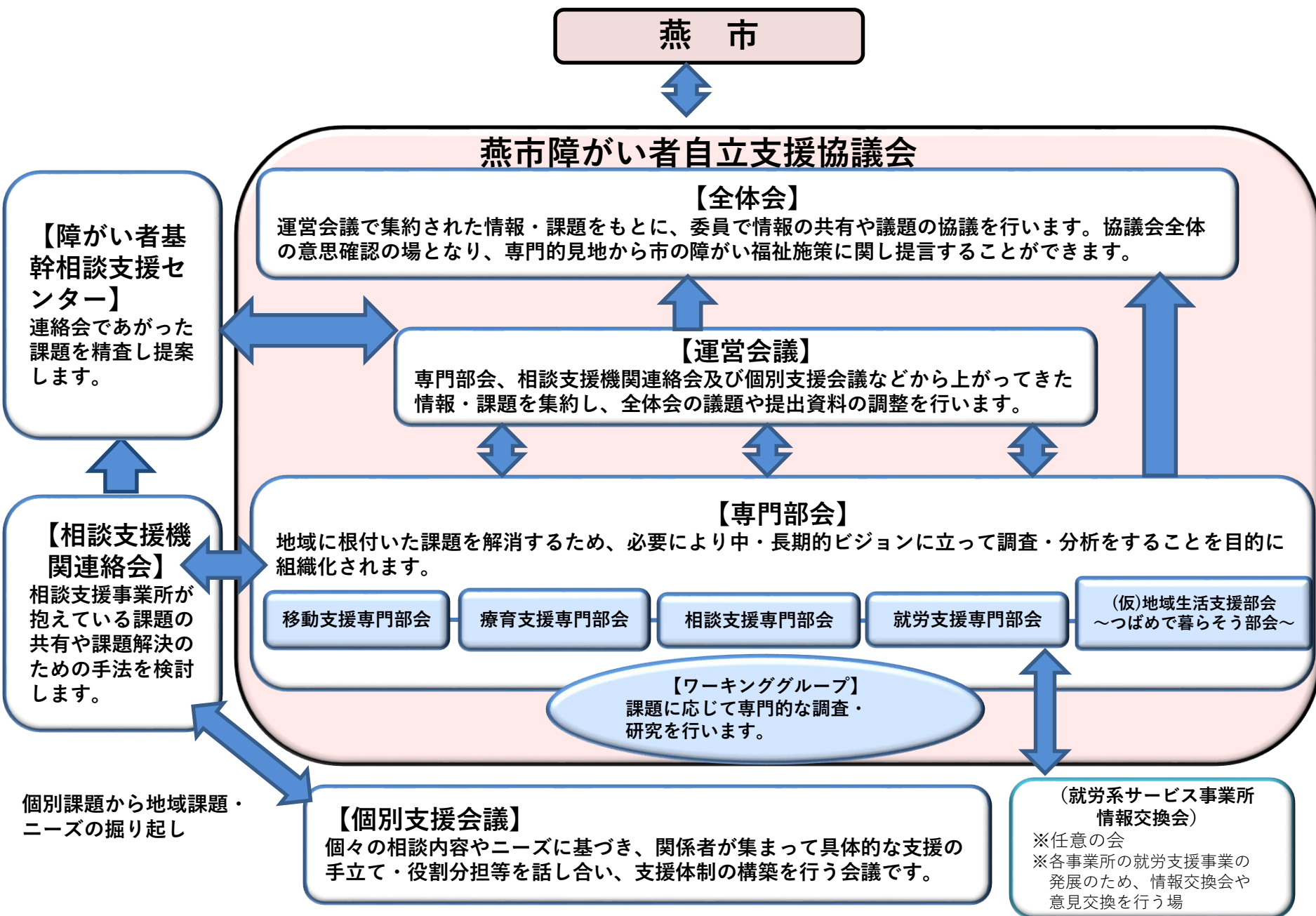
新

5. (仮)地域生活支援部会 ～つばめで暮らそう部会～

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを学ぶとともに、課題の共有を行い、取り組みの優先順位を協議します。
- 委員としては、第一段階(核づくり):三条保健所、大島病院、やすらぎ(GH)、地活(はばたき)、地域生活支援センターやすらぎ(杉山)、事務局2名予定

令和2年度スケジュール(予定)

期日	全体会
4月	
5月	
6月	【上旬】運営会議 【下旬】 全体会(第1回) ・アンケート調査案 ※調査内容に変更が生じた場合に開催
7月	
8月	
9月	【上旬】運営会議 【下旬】 全体会(第2回) ・第5期進捗報告、第6期計画案
10月	運営会議 全体会(第3回) ・計画案中間報告
11月	
12月	
1月	【上旬】運営会議 【下旬】 全体会(第4回) ・計画案最終報告 ・協議会運営方針(案)
2月	
3月	



障がいのある人の『移動』を支える 社会資源ガイドブック（案）

令和2年3月作成
燕市障がい者自立支援協議会
移動支援専門部会

はじめに

燕市では、障害者総合支援法に基づき、地域の障がい福祉に関するシステムづくりを目指して関係機関が情報共有を行い、地域の課題解決に向けた話し合いを行う場として、『燕市障がい者自立支援協議会（以下、協議会）』が設置されています。

協議会の中には、障がいのある人の移動についての課題を調査・研究する『移動支援専門部会（以下、部会）』が附属されています。

本ガイドブックは、「燕市内でどういう制度・社会資源があるのか見えない」、「社会資源があることを知らない人も多くいるのではないか」という課題が見えたので、移動支援専門部会で調査し、ガイドブックとしてまとめたものです。

本ガイドブックの使い方

燕市内にある様々な社会資源を『カテゴリー』に分け、『内容』や『活用場面』、『対象者』などの項目ごとに整理しました。社会資源によっては、項目が異なる場合もあります。詳しくはP 2をご覧ください。

巻末には、各ページで紹介できなかった情報等を記載した資料も掲載しています。

ページの見方

※カテゴリー（5つの分類に分けています）

※制度やサービスなどの社会資源の名前

内容	※簡単な紹介をしています。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇 ※5つの場면을例として挙げ、活用できそうな場面を紹介します。
対象者	※対象と思われる人を紹介しています。
利用方法 申請先 など	※利用方法、申込先など、利用の際に役立つ情報を紹介しています。



※ポイントやお得情報などを紹介しています。

目 次

●費用助成・割引

旅客鉄道運賃の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
旅客船運賃の割引・航空運賃の割引・・・・・・・・	5ページ
バス運賃の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	6ページ
ハイヤー・タクシー運賃の割引・・・・・・・・	7ページ
タクシー利用券・自動車燃料費助成・・・・・・・・	8ページ
有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	9ページ
福祉タクシー介護料金助成・・・・・・・・・・・・	10ページ
自動車取得税・自動車税・軽自動車税の減免・11～12ページ	
自動車運転免許の助成・・・・・・・・・・・・・・	13ページ
身体障害者用自動車改造費の助成・・・・・・・・14～15ページ	
精神障がい者通所経費助成・・・・・・・・・・・・	16ページ

●支援・介助（障がい福祉サービス）

居宅介護（通院等介助）・・・・・・・・・・・・	17ページ
同行援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18ページ
行動援護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19ページ
移動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20ページ

●地域の支え合い

ファミリーサポートセンター・・・・・・・・・・	21ページ
-------------------------	-------

●移動手段

予約制乗合ワゴン車（おでかけきららん号）・・	22ページ
路線バス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23ページ
循環バス（スワロー号、やひこ号）・・・・・・・・	24ページ
鉄道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25ページ
福祉タクシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26ページ

●その他

新潟県おもいやり駐車場制度・・・・・・・・・・	27ページ
駐車禁止除外指定車標章制度・・・・・・・・・・	28ページ
補装具・日常生活用具・・・・・・・・・・・・	29ページ

●資料集

燕市内の相談支援事業所・・・・・・・・・・・・	31ページ
身体障害者障がい程度等級表・・・・・・・・・・	32～35ページ
ファミリーサポートセンター・・・・・・・・・・	36～37ページ
おでかけきららん号（案内チラシ）・・・・・・・・	38ページ
「スワロー号」「やひこ号」時刻表・・・・・・・・	39ページ



費用助成・割引

旅客鉄道運賃の割引

内容	各旅客鉄道会社の鉄道、航路を利用する場合には、運賃が50%割引されます。																																				
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇																																				
対象者																																					
<table><tr><th>対象者</th><th>乗車券種類</th><th>利用形態</th><th>割引となる人</th></tr><tr><td rowspan="5">第1種身体障害者 第1種知的障害者</td><td rowspan="2">普通乗車券</td><td>単独で片道 100 kmを超えて利用する場合</td><td>本人</td></tr><tr><td>介護人と共に利用する場合 (キロ数の制限はなし)</td><td>本人・介護人(1人)</td></tr><tr><td>定期乗車券</td><td>第1種及び 12 歳未満の第2種で介護人と共に利用する場合</td><td>本人・介護人(1人) ※小児定期乗車券は割引されません ※介護人は通勤定期乗車券に限る</td></tr><tr><td>普通回数乗車券</td><td>介護人と共に利用する場合</td><td>本人・介護人(1人)</td></tr><tr><td>普通急行券</td><td>介護人と共に利用する場合</td><td>本人・介護人(1人)</td></tr><tr><td rowspan="2">第2種身体障害者 第2種知的障害者</td><td>普通乗車券</td><td>単独で片道 100 kmを超えて利用する場合</td><td>本人</td></tr><tr><td>定期乗車券</td><td>12 歳未満の小児が介護人と共に利用する場合</td><td>本人・介護人(1人) ※小児定期乗車券は割引されません ※介護人は通勤定期乗車券に限る</td></tr><tr><td rowspan="2">JRが指定する 福祉施設の入所者</td><td rowspan="2">普通乗車券</td><td>単独で利用する場合</td><td>本人</td></tr><tr><td>介護人と共に利用する場合</td><td>本人・介護人(1人)</td></tr></table>						対象者	乗車券種類	利用形態	割引となる人	第1種身体障害者 第1種知的障害者	普通乗車券	単独で片道 100 kmを超えて利用する場合	本人	介護人と共に利用する場合 (キロ数の制限はなし)	本人・介護人(1人)	定期乗車券	第1種及び 12 歳未満の第2種で介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人) ※小児定期乗車券は割引されません ※介護人は通勤定期乗車券に限る	普通回数乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人)	普通急行券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人)	第2種身体障害者 第2種知的障害者	普通乗車券	単独で片道 100 kmを超えて利用する場合	本人	定期乗車券	12 歳未満の小児が介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人) ※小児定期乗車券は割引されません ※介護人は通勤定期乗車券に限る	JRが指定する 福祉施設の入所者	普通乗車券	単独で利用する場合	本人	介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人)
対象者	乗車券種類	利用形態	割引となる人																																		
第1種身体障害者 第1種知的障害者	普通乗車券	単独で片道 100 kmを超えて利用する場合	本人																																		
		介護人と共に利用する場合 (キロ数の制限はなし)	本人・介護人(1人)																																		
	定期乗車券	第1種及び 12 歳未満の第2種で介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人) ※小児定期乗車券は割引されません ※介護人は通勤定期乗車券に限る																																		
	普通回数乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人)																																		
	普通急行券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人)																																		
第2種身体障害者 第2種知的障害者	普通乗車券	単独で片道 100 kmを超えて利用する場合	本人																																		
	定期乗車券	12 歳未満の小児が介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人) ※小児定期乗車券は割引されません ※介護人は通勤定期乗車券に限る																																		
JRが指定する 福祉施設の入所者	普通乗車券	単独で利用する場合	本人																																		
		介護人と共に利用する場合	本人・介護人(1人)																																		
利用方法	購入方法は各旅客鉄道会社にお問い合わせください。																																				
申請先	【問い合わせ】 JR東日本お問い合わせセンター																																				
など	☎050-2016-1600（6:00～24:00）																																				



費用助成・割引

旅客船運賃の割引 ・ 航空運賃の割引

内容	国内の旅客航路及び各航空会社が設定する定期航空路線の国内線を利用する場合に運賃が割引されます。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 ※各船舶運航事業者及び各航空会社によって異なる場合があります。
利用方法 申請先 など	購入方法や割引率など、船舶運航事業者及び航空会社によって異なる場合がありますので、各船舶運航事業者及び各航空会社にお問い合わせください。





費用助成・割引

バス運賃の割引

内容	国内の公共交通バスの運賃が割引されます。																																																															
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇																																																															
<table><tr><th rowspan="2">対象者</th><th rowspan="2">乗車券の種類</th><th colspan="2">割引となる人</th><th rowspan="2">割引率</th></tr><tr><th>本人</th><th>介護人</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 種身体障害者手帳所持者 (級別関係なし)</td><td>普通乗車券</td><td>○</td><td>○</td><td>50%</td></tr><tr><td>定期乗車券</td><td>○</td><td>○</td><td>30%</td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 種身体障害者手帳所持者 (1～3 級)</td><td>普通乗車券 (12 歳未満)</td><td>○</td><td>○</td><td>50%</td></tr><tr><td>定期乗車券 (12 歳未満)</td><td>×</td><td>○</td><td>30%</td></tr><tr><td rowspan="4">第 1 種知的障害者 児童福祉施設の入所児</td><td>普通乗車券</td><td>○</td><td>×</td><td>50%</td></tr><tr><td>定期乗車券</td><td>○</td><td>×</td><td>30%</td></tr><tr><td>普通乗車券 (12 歳未満)</td><td>○</td><td>○</td><td>50%</td></tr><tr><td>定期乗車券 (12 歳未満)</td><td>×</td><td>○</td><td>30%</td></tr><tr><td rowspan="4">第 2 種身体障害者手帳所持者 (4～6 級) 第 2 種知的障害者</td><td>普通乗車券</td><td>○</td><td>×</td><td>50%</td></tr><tr><td>定期乗車券</td><td>○</td><td>×</td><td>30%</td></tr><tr><td>普通乗車券 (12 歳未満)</td><td>○</td><td>×</td><td>50%</td></tr><tr><td>定期乗車券 (12 歳未満)</td><td>×</td><td>×</td><td>-</td></tr></table>						対象者	乗車券の種類	割引となる人		割引率	本人	介護人	第 1 種身体障害者手帳所持者 (級別関係なし)	普通乗車券	○	○	50%	定期乗車券	○	○	30%	第 2 種身体障害者手帳所持者 (1～3 級)	普通乗車券 (12 歳未満)	○	○	50%	定期乗車券 (12 歳未満)	×	○	30%	第 1 種知的障害者 児童福祉施設の入所児	普通乗車券	○	×	50%	定期乗車券	○	×	30%	普通乗車券 (12 歳未満)	○	○	50%	定期乗車券 (12 歳未満)	×	○	30%	第 2 種身体障害者手帳所持者 (4～6 級) 第 2 種知的障害者	普通乗車券	○	×	50%	定期乗車券	○	×	30%	普通乗車券 (12 歳未満)	○	×	50%	定期乗車券 (12 歳未満)	×	×	-
対象者	乗車券の種類	割引となる人		割引率																																																												
		本人	介護人																																																													
第 1 種身体障害者手帳所持者 (級別関係なし)	普通乗車券	○	○	50%																																																												
	定期乗車券	○	○	30%																																																												
第 2 種身体障害者手帳所持者 (1～3 級)	普通乗車券 (12 歳未満)	○	○	50%																																																												
	定期乗車券 (12 歳未満)	×	○	30%																																																												
第 1 種知的障害者 児童福祉施設の入所児	普通乗車券	○	×	50%																																																												
	定期乗車券	○	×	30%																																																												
	普通乗車券 (12 歳未満)	○	○	50%																																																												
	定期乗車券 (12 歳未満)	×	○	30%																																																												
第 2 種身体障害者手帳所持者 (4～6 級) 第 2 種知的障害者	普通乗車券	○	×	50%																																																												
	定期乗車券	○	×	30%																																																												
	普通乗車券 (12 歳未満)	○	×	50%																																																												
	定期乗車券 (12 歳未満)	×	×	-																																																												
※精神障害者保健福祉手帳所持者は、高速バス対象外																																																																
利用方法	運賃支払い時または定期券購入時に、障害者手帳・割引証を																																																															
申請先	提示してください。児童福祉施設入所児の場合、割引証は当																																																															
など	該入所施設で発行されます。																																																															



費用助成・割引

ハイヤー・タクシー運賃の割引

内容	県内のハイヤー・タクシーを利用する際に、運賃が1割引されます。 
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	・身体障害者手帳 所持者 ・療育手帳 所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 所持者
利用方法 申請先 など	料金を精算する際、ハイヤー・タクシーの乗務員に手帳を提示してください。 ※精神障害者保健福祉手帳については、一部の自動車運送事業者が実施していますので、各事業所にお問い合わせください。



費用助成・割引

タクシー利用券・自動車燃料費助成

内容	タクシー利用券または自動車燃料費助成のどちらか一方を選択できます。小型タクシーの基本料金から 1 割引後の金額を助成します（1 枚 620 円）。 
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	身体障害者手帳 1 級及び 2 級所持者 ⇒年 24 枚 身体障害者手帳 3 級及び療育手帳 A 所持者 ⇒年 12 枚 ※10 月 1 日～3 月 31 日に申請の人は、交付枚数が上記の半分になります。
利用方法 申請先 など	【申請先】 燕市社会福祉協議会 ☎0256-78-7080 【必要なもの】・身体障害者手帳または療育手帳 ・印鑑 ・自動車検査証（燃料費助成を申請する場合）



障害者手帳の提示による『ハイヤー・タクシー運賃の割引（P 7）』と合わせて、利用してね！



費用助成・割引

有料道路通行料金の割引



内容	国内の有料道路を通行する場合に、通行料金が割引されます。登録できる自動車は障がいのある人 1 人につき 1 台まで、事前に登録が必要です。				
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇				
対象者					
障がい者本人が運転	対象者	身体障害者手帳の交付を受けているすべての人			
	対象になる車	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車で、自家用のもの。(その他に車種要件あり)			
障がい者本人が同乗し、介護者が運転	対象者	第 1 種身体障害者手帳又は療育手帳 A の交付を受けている人			
	対象になる車	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等(これらの人が自動車を所有していない場合は、障がい者本人を継続して日常的に介護している人)が所有する車で、自家用のもの。(その他に車種要件あり)			
利用方法・申込先など					
窓口申請時に必要なもの	【申請先】 燕市社会福祉課 障がい福祉係 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・自動車検査証 ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合） ・障がい者本人名義の ETC カード（ETC 利用の場合） ・ETC 車載器セットアップ申込書・証明書（ETC 利用の場合） ※要件確認のため、別途書類等が必要な場合があります。				
利用方法	ETC 利用しない場合	料金所で登録を受けた障害者手帳と通行券を係員に渡し、所定の料金をお支払いください。			
	ETC 利用する場合	事前に登録した ETC カードを、同じく登録した車載器に挿入して ETC レーンを通行してください。（ETC を利用する場合でも障害者手帳は必ず携帯）			
有効期間	新規・変更	手続きを終了した日からその後の 2 回目の誕生日まで			
	更新	手続きを終了した日からその後の 3 回目の誕生日まで ※割引有効期限の 2 ヶ月前より更新申請可能です。			



費用助成・割引

福祉タクシー介護料金助成

内容	福祉タクシーを利用した際に、ストレッチャー利用介護料金の 1 人分の半額を助成します。 (燕市内のタクシー会社の利用に限る) 
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	①要介護 3 以上の認定を受けている人 ②身体障害者手帳 1 級・2 級 + 重度心身障害者医療費助成の受給者 ③療育手帳 A + 重度心身障害者医療費助成の受給者
利用方法 申請先 など	【申請先】燕市長寿福祉課 長寿福祉係 ☎0256-77-8175 【必要なもの】・福祉タクシー介護料金助成申請書 ・領収書（介護料金が記載されているもの） ・通帳の写し ・身体障害者手帳又は療育手帳の写し



費用助成・割引

自動車取得税・自動車税・軽自動車税の減免

税

内容	歩行が困難な障がいがある人のために使用される自動車については、障害者一人につき一台に限り、納期限まで（軽自動車税は納期限前 7 日まで）に各窓口で手続きをすることにより、自動車取得税・自動車税・軽自動車税が減免されます。なお、新たに取得する自動車については、登録時までに手続きを行ってください。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇

対象者

※等級などの詳細については、P31～35 参照。

障害内容		障がい者本人が運転	家族(同一生計者)・介護者が運転
身体障害者手帳	視覚障害	1 級～4 級	
	聴覚障害	2 級・3 級	
	平衡機能障害	3 級	
	音声・言語・そしゃく機能障害	3 級(喉頭摘出に限る)	
	上肢不自由	1 級～2 級	
	下肢不自由	1 級～6 級 (7 級が 2 以上ある場合も対象)	1 級～3 級
	体幹不自由	1 級～3 級・5 級	1 級～3 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1 級・2 級 1 級～6 級 1 級～3 級
	内部機能障害	1 級・3 級(免疫・肝臓機能障害は 1 級～3 級)	
療育手帳		-	A
精神障害者保健福祉手帳		-	1 級(自立支援医療精神通院の受給者証が交付されている人)

※家族運転・介護者運転の場合、利用目的に制限あり。

※対象車の要件など、詳しくは窓口にお問い合わせください。

利用方法 申込先 など	【申請先】 ①自動車取得税・自動車税⇒三条地域振興局県税部 ☎0256-36-2212 ②軽自動車税 ⇒燕市税務課 市民税2係 ☎0256-77-8144 【必要なもの】 ・減免申請書 ・※同一生計証明書又は常時介護証明書（必要な場合のみ） ・通学、通勤等の利用状況を証する書類（利用日数及び期間が明記されているもの、本人運転の場合は不要） ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・運転する人の運転免許証 ・自動車検査証 ・印鑑 ・自立支援医療(精神通院)受給者証（精神障がい者のみ必要） ・納税通知書（軽自動車税の場合のみ必要） ※同一生計証明書・常時介護証明書の発行 【申請先】 身体障がい者、知的障がい者⇒燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172 精神障がい者 ⇒三条地域振興局健康福祉環境部 ☎0256-36-2360 【必要なもの】 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ・運転する人の運転免許証 ・自動車検査証 ・印鑑 ・通学、通勤等の利用状況を証する書類
----------------------------------	---



費用助成・割引

自動車運転免許取得費の助成



内容	身体障がい者の社会参加の促進を図るため、第 1 種普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。 《助成額》 免許取得に直接要した費用の 3 分の 2（上限 10 万円）
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	身体障害者手帳 1 級～4 級の交付を受けている人で、免許取得により社会活動への参加に効果があると認められる人
利用方法 申請先 など	【申請先】 燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172 【必要なもの】 ・身体障がい者自動車運転免許取得費助成申請書 ・身体障害者手帳の写し ・印鑑 【流れ】 ①窓口申請 ※入校の前に申請が必要 ②『身体障がい者自動車運転免許取得費助成決定通知書』を受領後、自動車学校に入校 ③運転免許取得 ④窓口へ届出・請求 ※必要書類を揃えて提出



費用助成・割引

身体障がい者用自動車改造費の助成



内容	身体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合や、自ら運転できない重度の身体障がい者本人または同一生計の者が改造された自動車を購入する場合に、その経費の一部を助成します（所得制限あり）。			
活用場面	通学	通勤	通所	通院 余暇
対象者				
区分	本人が運転する場合		介護者が運転する場合	
対象者	・ 上肢、下肢、体幹不自由の身体障害者手帳 2 級以上の交付を受けている人 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている人で、運転免許証に自動車改造の要件が記載されている人		身体障害者手帳 2 級以上の交付を受けており、自ら自動車を運転することができない車いす利用の人がいる世帯	
所有者	身体障がい者本人		身体障がい者本人または身体障がい者と生計を一にする人	
対象経費	自動車の操行装置及び駆動装置等に係る改造に要する経費(税抜)	改造の場合	自動車の移乗装置の改造に係る経費(税抜)	
		移乗装置を備えた自動車購入の場合	改造車両本体価格と同種の標準型車両本体価格の差額(税抜)	
助成額	改造に要した費用(上限 10 万円)	所得税課税世帯	改造に要した費用(上限 60 万円)の 1/2	
		所得税非課税世帯	改造に要した費用(上限 60 万円)の 2/3	

利用方法 申請先 など	【申請先】 燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172 【必要なもの】 ・身体障害者手帳 ・印鑑 ・自動車検査証（改造の場合のみ） ・運転免許証 ・改造費見積書（税抜） ※購入の場合は、改造車両の購入見積書と同種の標準型車両の購入見積書が必要 ・カタログ ・マイナンバーカード又は通知カード ※本人（18歳未満は保護者）以外の方が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。
----------------------------------	---



費用助成・割引

精神障がい者通所経費助成



内容	障がい福祉サービスのうち、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）に通所する精神障がいのある人に対して、通所にかかる費用を助成します。 【対象経費】 公共交通機関の運賃 ⇒ 支払運賃の全額 自家用自動車又は原動機付き自転車の燃料費 ⇒ 1キロ当たり10円
活用場面	通所
対象者	次の①～③のいずれかに該当する者 ①精神障害者保健福祉手帳の所持者 ②自立支援医療（精神通院）の受給者 ③医師の診断により、精神障がい者と診断された者 <u>※身体障害者手帳及び療育手帳の所持している場合は対象外。</u>
利用方法 申請先 など	【問い合わせ】 燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172



支援・介助（障がい福祉サービス）

居宅介護（通院等介助）



内容	病院や診療所への定期通院や、公的手続または相談のために官公署を訪れる場合の外出支援を行います。通院、訪問に伴う屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きを行います。
活用場面	通院
対象者	①身体・知的・精神の障がいのある人 ②難病患者等で、日常生活を営むのに支障がある人 ※利用にあたっては、認定調査等で支援の必要性が認められた方に限ります。
利用方法 申請先 など	障がい福祉サービスを利用するには、事前の申請など手続きが必要になります。 詳しい内容は、市内の相談支援事業所（P30参照）もしくは燕市社会福祉課 障がい福祉係（☎0256-77-8172）にご連絡ください。



車両での移送をするサービスではなく、公共交通機関等での移動に付き添ってくれるサービスだよ！



支援・介助（障がい福祉サービス）

同行援護



内容	視覚障がい者向けの外出支援サービスです。 一人での外出が困難な視覚障がい者に対して、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な視覚的情報の提供や、移動の援護等、外出時に必要な援助を行います。必要に応じて、代筆や代読なども行います。
活用場面	通院 余暇
対象者	視覚、視野障害、夜盲の障がいのある人 ※利用にあたっては、認定調査等で支援の必要性が認められた方に限ります。
利用方法 申請先 など	障がい福祉サービスを利用するには、事前の申請など手続きが必要になります。 詳しい内容は、市内の相談支援事業所（P30参照）もしくは燕市社会福祉課 障がい福祉係（☎0256-77-8172）にご連絡ください。



介護認定を受けている人も、介護保険サービスと併用して利用できるよ！



支援・介助（障がい福祉サービス）

行動援護

内容	知的障がいや精神障がいにより、自分一人で行動することが著しく困難であって、常時介護を必要とする方への外出支援サービスです。主に、外出時の危険回避、外出前後の着替えや移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
活用場面	通院 余暇
対象者	知的・精神の障がいのある人で障害支援区分 3 以上であって、行動上著しい困難を有する人 ※利用にあたっては、認定調査等で支援の必要性が認められた方に限ります。
利用方法 申請先 など	障がい福祉サービスを利用するには、事前の申請など手続きが必要になります。 詳しい内容は、市内の相談支援事業所（P30参照）もしくは燕市社会福祉課 障がい福祉係（☎0256-77-8172）にご連絡ください。



安全に外出できるよう、ヘルパーさんがサポートしてくれるよ！



支援・介助（障がい福祉サービス）

移動支援

内容	屋外での移動が困難な方が外出する際に、ヘルパーが付添い、移動中や目的地において必要な支援を行います。 買い物などの社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等のための外出も支援の対象です。 ※通学・通所での利用には要件があります。 
活用場面	通学 通所 通院 余暇
対象者	①身体・知的・精神の障がいのある人 ②難病患者等で、日常生活を営むのに支障がある人
利用方法 申請先 など	障がい福祉サービスを利用するには、事前の申請など手続きが必要になります。 詳しい内容は、市内の相談支援事業所（P30参照）もしくは燕市社会福祉課 障がい福祉係（☎0256-77-8172）にご連絡ください。



映画館を見に行ったり、スポーツするために体育施設に行ったりと余暇を安心して楽しむことができるね！



地域の支え合い

ファミリー・サポート・センター

内容	子育ての援助をしてほしい人、子育ての援助をしたい人が、互いに助けたり、助けられたりして子育ての相互援助活動を会員登録制で行います。 例えば、保育園への送迎やその前後の預かり、学校放課後または学童保育の迎えや預かり、保護者の病気や急用の場合の預かりなどを行います。
活用場面	通学 余暇
対象者	【依頼会員】 燕市在住の0歳～おおむね12歳までのお子さんをお持ちの人 【提供会員】 燕市在住の心身ともに健康な20歳以上の方
利用方法	【利用方法など】
申請先	P36～37参照
など	【問い合わせ】 燕市ファミリー・サポート・センター ☎0256-77-8550 （燕市子育て総合支援センター「すくすく」内）





移動の手段



予約制乗合ワゴン車（おでかけきららん号）

内容	電話で予約をして、自宅や出先から、決められた範囲内の希望する目的地まで行くことができる乗合ワゴン車。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	どなたでも ※車両の都合上、車椅子での乗車はできません。
利用方法 申込先 など	【運行日】月曜日～金曜日 ※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休です。 【運行時間】午前 7 時便～午後 5 時便（午後 1 時便は除く） 【運行エリア】P38 チラシ参照 【料金】大人（中学生以上）300 円、小学生 100 円 未就学児は無料。 【予約受付】おでかけきららん号予約センター ☎0256-77-7888 【受付時間】月曜日～金曜日（午前 7 時 45 分～午後 4 時） ※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休です。 ※原則エリア間をまたぐ運行はいたしません。エリア間の移動をする場合は、乗継ターミナルにて、一度乗り継ぐ必要があります。 http://www.city.tsubame.niigata.jp/life/O13001015.html 【問い合わせ】 燕市生活環境課 交通政策係 ☎0256-77-8162 おでかけきららん号予約センター ☎0256-77-7888



県立吉田病院や燕労災病院への移動で利用する人が多いみたいだよ！
お得な回数券が販売されているよ！11 枚綴 3000 円（中学生以上）！



移動手段



路線バス

内容	越後交通株式会社と新潟交通観光バス株式会社の 2 社が、 合わせて 18 路線を運行しています。燕三条駅及び燕駅を拠点に、三条市方面、新潟市方面、長岡市方面へと複数市域を運行しています。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	どなたでも ※車椅子の方は、事前にバス会社へ連絡しておく、対応がスムーズです。なお、事前連絡は必須ではありません。
利用方法 申請先 など	【越後交通株式会社】 三条営業所 ☎0256-38-2215 http://www.echigo-kotsu.co.jp/ 【新潟交通観光バス株式会社】 本社営業所 ☎025-271-1155 http://www.niigata-kotsu.co.jp/~nk-kanko/ 



障害者手帳による割引を活用すると、お得に乗れるよ！詳しくは、P7『バス運賃の割引』を見てね！



移動手段



循環バス（スワロー号、やひこ号）

内容	燕・吉田・分水地区を結ぶ循環バス「スワロー号」と、弥彦村と燕市を結ぶ「やひこ号」が運行されています。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	どなたでも ※ただし、車両の都合上、車椅子等での乗車はできません。
利用方法 申請先 など	【料 金】 100円 ※小学生以下無料 【運行日】 月曜日～金曜日 ※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休です。 【運 行】 停留所・時刻表など⇒P39参照 http://www.city.tsubame.niigata.jp/life/013001000.html 【問い合わせ】 燕市生活環境課 交通政策係 ☎0256-77-8162



移動手段



鉄道

内容	上越新幹線の燕三条駅があり、東京駅と新潟駅間を運行しています。 在来線は、東西に JR 弥彦線、南北に JR 越後線が通っています。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	どなたでも ※車椅子の方は、事前に鉄道会社へ連絡しておく、対応がスムーズです。なお、事前連絡は必須ではありません。
利用方法	【JR東日本】 https://www.jreast.co.jp/ 申請先 【JR東日本 新潟支社】 https://www.jrniigata.co.jp/ など



障害者手帳による割引を活用できるよ！詳しくは、P4『旅客鉄道運賃の割引』を見てね！



移動手段



福祉タクシー

内容	福祉タクシーとは、福祉車両を使って、体の不自由な人の外出や移動を支援するサービスです。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	通常のタクシーでは移動することが困難な人 ※介護保険や福祉タクシー介護料金助成などを活用する場合は、事前に確認が必要になります。
利用方法	ストレッチャーを有する燕市内のタクシー会社 申請先 ①中央タクシー（道金 663） ☎0256-63-4702 ②燕タクシー（秋葉町 3-20-15） ☎0256-62-6101 ※介護料金は、各タクシー会社で決定しています。
など	



P 9の『福祉タクシー介護料金助成』を確認してね！



その他

新潟県おもいやり駐車場制度

内容	身体に障がい等があり、歩行が困難な人が、ショッピングセンターなどの専用駐車スペースに駐車ができます。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
対象者	下記のいずれかに該当する歩行が困難な人 ・身体障害者手帳所持者（種類・等級の制限あり） ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の所持者 ・特定疾患医療受給者のある人 ・発達障がいのある人で、医療機関、療育機関等に歩行に介助者の特別な注意が必要と認められた人 ・診断書等により歩行困難が確認できる人 
利用方法 申請先 など	【申請先】 燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172 【必要なもの】 障がい等の状況を確認できる書類の写し（障害者手帳、診断書など）  



その他

駐車禁止除外指定車標章制度

内容	障がい者が運転または同乗している場合、駐車禁止除外指定車の標章を提示することにより、公安委員会が規制した駐車禁止の場所および時間制限駐車区間に駐車できます。																																	
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇																																	
対象者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障がいの種類</th><th>障がいの等級、程度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">身体障害者手帳</td><td>視覚障害</td><td>1～4 級</td></tr> <tr> <td>聴覚障害</td><td>2 級、3 級</td></tr> <tr> <td>平衡機能障害</td><td>3 級</td></tr> <tr> <td rowspan="5">肢体不自由</td><td>上肢不自由</td><td>1 級、2 級の 1、2 級の 2</td></tr> <tr> <td>下肢不自由</td><td>1 級～4 級</td></tr> <tr> <td>体幹不自由</td><td>1 級～3 級</td></tr> <tr> <td>運動機能障害(上肢機能)</td><td>1 級、2 級 (一上肢のみの場合は対象外)</td></tr> <tr> <td>運動機能障害(移動機能)</td><td>1 級～4 級</td></tr> <tr> <td rowspan="2">内部障害</td><td>免疫機能障害・肝臓機能障害</td><td>1 級～3 級</td></tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸機能障害</td><td>1 級、3 級</td></tr> <tr> <td colspan="2">療育手帳</td><td>A</td></tr> <tr> <td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳</td><td>1 級</td></tr> </tbody> </table>		障がいの種類		障がいの等級、程度	身体障害者手帳	視覚障害	1～4 級	聴覚障害	2 級、3 級	平衡機能障害	3 級	肢体不自由	上肢不自由	1 級、2 級の 1、2 級の 2	下肢不自由	1 級～4 級	体幹不自由	1 級～3 級	運動機能障害(上肢機能)	1 級、2 級 (一上肢のみの場合は対象外)	運動機能障害(移動機能)	1 級～4 級	内部障害	免疫機能障害・肝臓機能障害	1 級～3 級	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸機能障害	1 級、3 級	療育手帳		A	精神障害者保健福祉手帳		1 級
障がいの種類		障がいの等級、程度																																
身体障害者手帳	視覚障害	1～4 級																																
	聴覚障害	2 級、3 級																																
	平衡機能障害	3 級																																
肢体不自由	上肢不自由	1 級、2 級の 1、2 級の 2																																
	下肢不自由	1 級～4 級																																
	体幹不自由	1 級～3 級																																
	運動機能障害(上肢機能)	1 級、2 級 (一上肢のみの場合は対象外)																																
	運動機能障害(移動機能)	1 級～4 級																																
内部障害	免疫機能障害・肝臓機能障害	1 級～3 級																																
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸機能障害	1 級、3 級																																
療育手帳		A																																
精神障害者保健福祉手帳		1 級																																
利用方法	【申請先】 燕警察署交通課 ☎0256-94-0110 【必要なもの】 ・ 障害者手帳の写し ・ 住民票（障がい者本人が記載され、3 か月以内に交付） ・ 印鑑																																	
申請先など																																		



その他

補装具・日常生活用具の支給

内容	日常生活や社会生活の向上を図るため、障がいを補うための道具（補装具）や在宅障がい者の日常生活を容易にするための用具（日常生活用具）を支給・給付します。
活用場面	通学 通勤 通所 通院 余暇
補装具	【具体例】 盲人安全杖、義肢、装具、 車椅子、歩行器など 
日常生活用具	【具体例】 Ｔ字状・棒状の杖、手すり、スロープなど 
対象者	障がいの種類によって異なります。
利用方法 申請先 など	【申請先】 燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172

資料集

燕市内の相談支援事業所

障がいのある方の福祉に関する相談に応じ、社会資源の情報提供や助言を行います。

【相談支援事業所】

事業所名	住所	連絡先
相談支援センターアリス	燕市桜町 5 番地	0256-66-0017
社会福祉法人燕市社会福祉協議会（はばたき）	燕市道金 1160	0256-66-5688
相談支援事業所つばくろ	燕市大曲 2472 番地 1 （特養白ふじの里内）	0256-61-6060
相談支援事業所ひまわり	燕市吉田大保町 25-15	0256-77-6001
地域生活支援センター やすらぎ	燕市吉田大保町 25-15	0256-94-7586
つばめ療育館	燕市勘新 1111-1	0256-66-1211

【基幹相談支援センター】

事業所名	住所	連絡先
燕市障がい者 基幹相談支援センター （社会福祉課内）	燕市西太田 1934 番地	0256-77-8171

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1 級	両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のあるものについては、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの			
2 級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3 級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害	
6 級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1 級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの(注2)	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの				
3 級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての機能を全廃したもの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの(注3)
		2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの			
4 級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく極度に制限されるもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。						

(注1) は第1種身体障害者、は第2種身体障害者をさしています。

(注2) 両上肢の場合は、第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者をさしています。

(注3) 両下肢の場合は、第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者をさしています。

(資料2) 第1種知的障害者、第2種知的障害者の区分 ※新潟県療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている人です。

▼ 第1種知的障害者…療育手帳Aの交付を受けている人 ▼ 第2種知的障害者…療育手帳Bの交付を受けている人